

第2回医療的ケア児童生徒通学支援研究会議 次第

日時：平成27年(2015年)12月22日(火) 14:00～16:00

場所：滋賀県庁北新館5-D会議室

1 開会

2 議題

- ・第1回研究会議後の経過について
- ・実証研究事業の進捗状況について

3 閉会

【配付資料】

- 資料1 医療的ケア児童生徒通学支援研究会議設置要綱
- 資料2 医療的ケア児童生徒通学支援研究会議委員名簿
- 資料3 医療的ケア児童生徒通学支援研究会議公開方針
- 資料4 医療的ケア児童の移動支援事業に係る調査回答について
- 資料5 医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業について

医療的ケア児童生徒通学支援研究会議設置要綱

(設置等)

第1条 医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「要医療的ケア児童生徒」という。）の送迎における保護者の負担軽減に向けて、どのような方法が可能か取組の方向性を探るため、医療的ケア児童生徒通学支援研究会議（以下「研究会議」という。）を設置する。

- 2 研究会議は、次に掲げる事項について研究を行うものとする。
 - (1) 要医療的ケア児童生徒の通学にかかる保護者支援に関すること
 - (2) 要医療的ケア児童生徒の通学にかかる保護者支援の実証研究に関すること
 - (3) その他研究会の設置の目的達成のために必要な事項

(構成)

第2条 研究会議は、12人以内の委員で構成する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、滋賀県健康医療福祉部長（以下「健康医療福祉部長」という。）および滋賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が協議の上、選任する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 医療関係者
 - (3) 福祉関係者
 - (4) 関係行政職員
 - (5) 学校関係者
 - (6) その他適当と思われる者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、選任された日から平成28年3月31日までとする。

(座長)

第4条 研究会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、研究会議の委員として会議の進行を行う。

(会議)

第5条 研究会議は、健康医療福祉部長および教育長が招集する。

- 2 研究会議は、公開とする。ただし、健康医療福祉部長および教育長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 健康医療福祉部長および教育長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第6条 研究会議の運営に必要な事務は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課および滋賀県教育委員会事務局学校支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会議の運営に関し必要な事項は、健康医療福祉部長および教育長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年5月31日から施行する。

医療的ケア児童生徒通学支援研究会議委員名簿

資料2

氏名	所属	職
青木 勝治	滋賀県市長会 (近江八幡市福祉子ども部)	次長 兼 障がい福祉課長
安藤 宗久	県教育委員会学校支援課 特別支援教育室	室長
市川 忠稔	県健康医療福祉部障害福祉課	課長
神辺 功	滋賀県町村会 (豊郷町保健福祉課)	課長
木下 康幸	県立甲良養護学校	学校長
口分田 政夫	びわこ学園医療福祉センター草津	施設長
古株 ひろみ	滋賀県立大学人間看護学部	准教授
多久島 尚美	訪問看護ステーション連絡協議会 (訪問看護ステーションちょこれーと)	所長
巽 友弘	滋賀県町村教育長会 (愛荘町教育委員会教育振興課)	参事
中島 秀夫	滋賀県障害者自立支援協議会	事務局長
前田 利幸	滋賀県都市教育長会 (彦根市教育委員会教育部学校教育課)	課長
村井 龍治	龍谷大学社会学部	学部長

アイウエオ順 (敬称略)

医療的ケア児童生徒通学支援研究会議 公開方針

第1 趣旨

この方針は、医療的ケア通学支援研究会議（以下、「研究会議」と言う。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開・非公開の取扱い

- 1 研究会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあっては、研究会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について意見を述べる場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な意見聴取に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第3 会議の開催の周知

研究会議は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ会議開催案内を作成し、原則会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）にインターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

第4 公開の方法等

研究会議の公開方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長（以下、「障害福祉課長」と言う。）および滋賀県教育委員会事務局学校支援課長（以下、「学校支援課長」と言う。）が傍聴を許可する。なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっては、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。
- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。
- (3) 会議の一部を非公開とする場合、障害福祉課長および学校支援課長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者ならびに報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。
- (4) 傍聴者は、抽選により決定する。ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、定員内で先着順により決定する。
- (5) 障害福祉課長および学校支援課長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において会議概要を作成し、原則として1か月以内に会議資料とともに県民活動生活課県民情報室に送付して閲覧に供するものとし、併せて必要に応じ報道機関への資料提供、県のホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不適当と認められる事項については、公開しないこととすることができる。

第5 その他

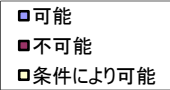
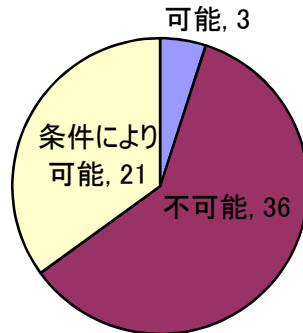
本方針に定めのない事項は、障害福祉課長および学校支援課長が必要の都度定めるものとする。

医療的ケア児童の移動支援事業に係る調査回答

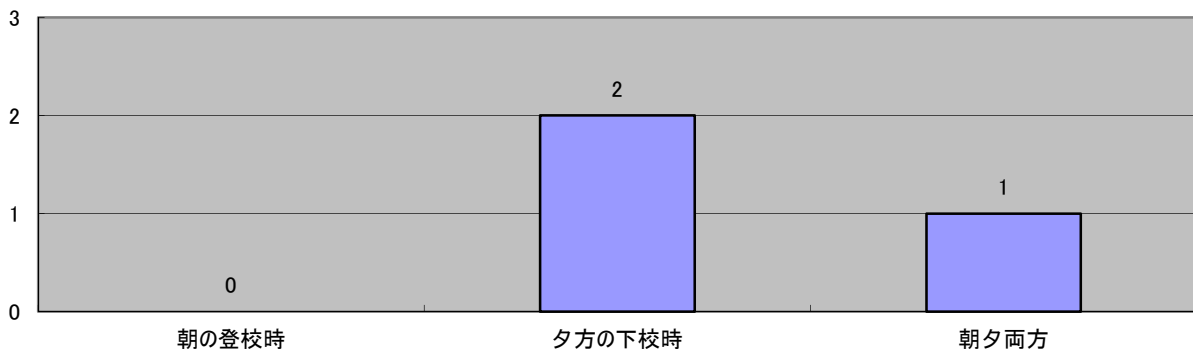
資料 4

調査依頼99事業所
回答60事業所

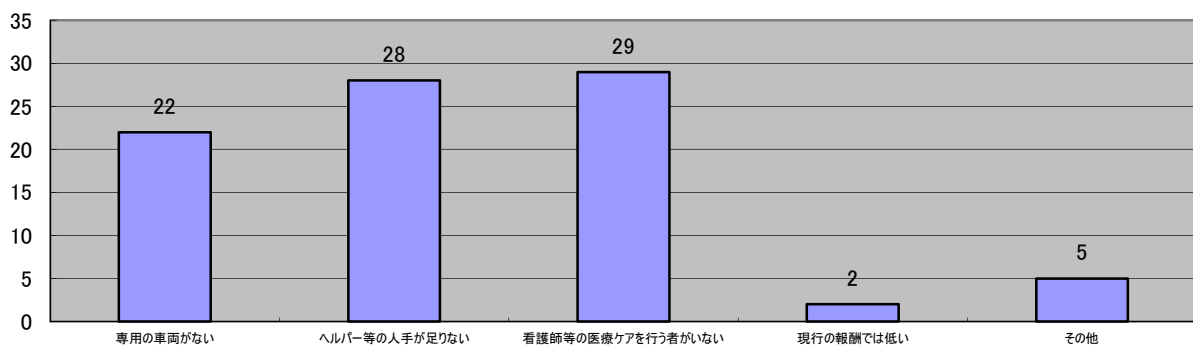
問1 貴事業所において、医療的ケアの必要な児童を
車で送迎することは可能ですか？



問2 可能な場合、いずれの時間帯が可能ですか？



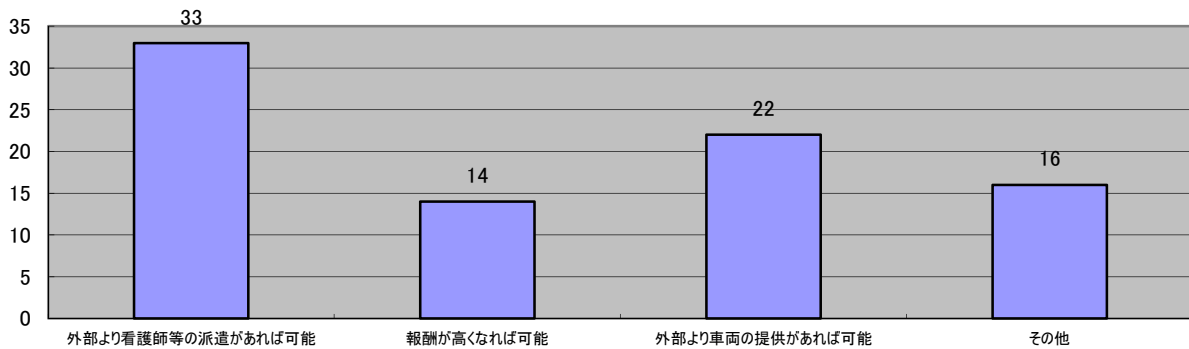
問3 不可能な理由は何ですか？（複数回答）



問3 その他の意見

- ・児童の指定サービスを受けていない。
- ・精神障害者の移動支援の利用で精一杯の状況です。
- ・今年度より移動支援事業を終了した。
- ・児童・未成年者の受け入れはしていません。
- ・ヘルパーの医療的ケアに関する知識不足。

問4 条件により可能な場合、可能にするための条件は何ですか？（複数回答）



問4 その他の意見

- ・人手が足りない。
- ・ストレッチャーが乗車できる車輛
- ・ヘルパー（運転手）の増員ができた時は。
- ・送迎中に医療的ケアが必要な場合は看護師がいないので難しい。送迎中に医療的ケアを行わずに送迎のみだけなら可能なときもある。
- ・社員、従業員、パートの人手確保。研修等での対応等の学びも必要。現状では不可能。自転車での移動支援の許可を受けれていないので送迎のみの利用は出来ない。
- ・痰吸引等の行為を行える技術の習得。ヘルパーが自ら運転する車で行う移動支援ができる事務所の体制等を整える。
- ・人員（医療的ケアの出来るヘルパーの育成が必要である。）
- ・リフト車が軽自動車のみです。
- ・看護師への報酬。当事業所日中一時の所に看護師がいますが、日にちにより行けない日がある。
- ・ワゴンRに乗せれる車椅子があれば。ヘルパーが吸引を短期間の研修で行うことができるようになれば（親の許可だけで可能など）
- ・地域の自立支援協議会等での決定。
- ・軽自動車の為普通の車イスであれば可能ですが頻回には対応は難しい。

問5 その他、医療的ケアが必要な児童の送迎についての意見

- ・当事業所では車の不足、人手の不足、看護職の人がいないので不可能。
- ・ストレッチャーは無理ですが車イスの大型（座位保護型）なら大丈夫です。看護師の派遣を希望する。
- ・本来は学校側（教育行政）で通学を保障すべきであり障害福祉側で解決することには疑問を抱く。しかし当人にとってはどちらでも良いことであろうから、当面の解決策として移動支援事業の利用が可能になれば良いと思う。
- ・車輛の確保もさることながら、医療ケアが必要な児童の送迎については知識だけでなく受けてくれるヘルパー確保が難しい。
- ・医療的ケアが必要な児童を送迎する場合、ヘルパーの資格以外に何か必要ですか？曜日と時間さえ合えば協力したい。
- ・学校教育の合理的配慮の範疇ではないでしょうか？
- ・居宅の報酬の中で、またニーズが片よる（平日の日中少ない）現状の中で、経営を維持しようとする看護師等を雇用することは難しい。ただ、医療的ケアの方が利用できる事業所が少ないのは現状であり、できること（方策）があるのなら前向きに考えたい（教えてほしい）。
- ・養護学校バスへ看護師を配置する。看護師同乗の個別送迎機能を学校で確保すべき。
- ・移動支援に関して交通手段（自家用車の使用等）が無償でも出来るようになれば、新規参入しやすいが作業所は道路運送法での有償での許可がない為、公共交通機関のみの移動支援ではとてもじゃないが医療的ケアの必要な方の受け入れは不可能。
- ・医療ケアを行うことによるトラブル等の責任について、法的に認められていないことを行うヘルパーの負担が大きすぎるのが問題となっている。法整備や特例、責任問題がしっかりと明確にならなければヘルパーを派遣することは難しいと思う。
- ・医療関係者との連携がまだ少ないため（教育関係も）。県などが事業所とのつながりを企画、実行するとよいのではないのでしょうか。
- ・訪問看護事業とドッキングさせてするとスムーズにいくのではと思いますが？ヘルパーだけでは人手の事、医療的なことが問題かと思う。
- ・最終的に何かあったときの責任等の問題がクリア出来なければ難しいと思います。
- ・既存のサービスを寄せ集めるのではなく、新しい制度を構築するべきと考える。
- ・現行の移乗支援事業で支援を行うのは難しい。県・市独自の事業として出来ないか？
- ・送迎だけなら可能かも。
- ・通学保障という観点から、まずは教育分野（県教委等）での対応によりスクールバスの利用が可能となるための施策が大切だと考える。また卒業後の進路先においても同様の課題は残ってくるのかと思う。
- ・人員・車両の設備のみならず、児童の情報の共有・連携が課題ではないでしょうか。（外部からの看護師派遣について）
- ・福祉ではなく教育分野がどう送迎保障するのか考えるべき。養護学校でなく地域の学校のークラスを使い、受け入れすることで送迎時間も短くなり安全性が保てるのではないか。
- ・人口呼吸器されている方の養護学校登下校の送迎を頼まれたことがありますが、お母様が同乗された場合は支援出来ると返答するが対応出来る事がなかった。対応出来る事業所が少なく、ご両親は困っておられるのが現状だと思う。
- ・朝夕の時間帯ニーズが集中し、断りを出している状態。常に募集しているが応募がなく（日勤の時間帯は働いている人が多い）。日常的に支援を入れる事は困難。具体的事例が上り、地域で検討していく問題かと思う。
- ・毎日の事なので家族だけでは無理があると思う。学校の送迎バスに看護師が添乗できる様になればベストなのでは・・・と思う。
- ・医療的ケアの研修の実施場所を増やしてもらえれば可能になる事業所も増えていくのでは・・・。
- ・看護師の方が対応できる体制等、整えれば前向きに考えていきたい。

医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業について

1. 実証研究事業の概要

実証研究については、移動支援事業（地域生活支援事業）を使い、移動支援事業所の車輛に看護師を添乗する形で実施したいと考えています。

看護師の添乗については、市町への委託のほか、県教育委員会から訪問看護ステーションへ委託する方法も選択できるようにしました。

【委託内容】

- ・特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な児童生徒について、移動支援事業を行う事業者の車両に看護師を同乗させた形での送迎の実施

【委託費】 1,536 千円（512 千円×3 地域）

※委託費に含まれる経費 … 人件費（看護師雇用経費）、損害保険料、連絡調整旅費、需用費等

【委託期間】 委託開始～平成 28 年 3 月

【実施要領】

- イ. 車両 1 台につき、児童生徒 1 名、看護師 1 名、運転者 1 名の乗車を原則とします。
- ロ. 学校と対象児童生徒宅（もしくは放課後の活動場所）間の送迎を対象として実施することとします。
- ハ. 学校から保護者もしくは児童生徒の介護者に児童生徒を引き継ぐまでを 1 回として児童生徒一人当たり概ね 10 回の送迎を実施することとします。

2. 実証研究の実施にあたっての調整について

送迎する児童生徒の個々のケースに応じた具体的な対処策を検討するため、実証研究の実施にあたり調整を県教育委員会で行い、市町、県障害福祉課、県教育委員会のほか、児童生徒が通学する特別支援学校等の関係者が参画して、それぞれの立場で知恵を出し合いながら、実際に送迎に関わる保護者負担を軽減できる仕組みを組み立てます。

○移動支援事業所の選定

市町と県障害福祉課および県教育委員会との協議により候補となる事業者を選定し、個々の事業者に対して実証研究の趣旨説明および事業への協力依頼を行います。

○看護師の確保

児童生徒の障害特性への理解や必要な技能(手技)を有する看護師が求められることから、普段利用されている訪問看護ステーションの看護師や学校看護師の参画などあらゆる方策により確保します。

(確保策①) 児童生徒が在宅で訪問看護を利用している場合

→ 保護者とも相談の上、利用している訪問看護ステーションに事業を委託することについて検討していくこととします。

(確保策②) 学校看護師の参画

→ 移動支援事業者や訪問看護ステーションが、児童生徒の在籍校の学校看護師の雇用を検討する際には、当該在籍校の特別支援学校と相談しながら、検討していくこととします。

(確保策③) 地域の医療人材の活用

→ 県障害福祉課が中心となって、看護協会や訪問看護ステーション連絡協議会などの関係団体に協力を依頼するとともに、その地域の個別の事業所にも訪問して協力を依頼することについて検討していくこととします。

○医療的ケアの質の確保

移動支援事業者およびその事業者の車両に同乗する看護師が決まった後、保護者の同意を得た上で、児童生徒のかかりつけ医から児童生徒に必要な医療的ケアの具体的な内容に関する情報を看護師とともに収集し、市町、看護師、移動支援事業者および学校との間で情報共有を図ります。

○緊急時の医療の安全面の確保

児童生徒の体調が急変した場合などの緊急時の対応については、保護者の同意を得た上で、看護師とともに児童生徒のかかりつけ医にあらかじめ相談し、搬送する医療機関などを決めておくこととします。

その際、かかりつけ医の医療機関以外に、地域の基幹病院や小児保健医療センターの協力

が必要な場合には、県障害福祉課において地域の医師会や病院事業庁に協力を依頼します。

これらの緊急時の対応等を含め、実証研究にかかる送迎実施にあたっては、あらかじめ保護者の同意を得ることとします。

○送迎ルートの決定

送迎ルートについては、緊急時に搬送する医療機関の所在地なども考慮して、市町、移動支援事業者、保護者、特別支援学校の間で調整して決定し、その他の関係者との情報共有を図ります。

※このほか、調整会議の議論の中で生じる様々な課題について、市町の意見を伺いながら、取り組んでまいります。

(実証研究実施調整会議における関係者の整理)

		県教育委員会・特別支援学校	県障害福祉課	市町	その他
移動支援事業所の選定		○	○	○	
看護師の 確保	①学校看護師	○	○		移動支援事業者
	②訪問看護師	○	○	○	
	③地域の医療人材		○		
医療的ケアの質の確保		○	○	○	看護師
緊急時の医療の安全面の確保			○	○	看護師
送迎ルートの決定		○	○	○	移動支援事業者
保護者への説明		○	○		

3. 送迎中に医療事故が起こった場合の責任について

送迎中に医療的ケアによって医療事故が生じた場合、民事責任および刑事責任が課される可能性があります。

民事責任については、委託費に含まれている損害保険料を用いて民間保険に加入することにより、損害を賠償することになります。

また、本事業は県の委託事業であり、県が委託元としての責任を負うべきものと考えております。

医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業（上段：H27 下段：H26）

滋賀県

◎事業委託

訪看ステーション▲▲▲

実績報告

看護師派遣

H27

移動支援事業所

日常的に利用
保護者同意書・指示書の提出

事業所の選定等
調整会議等への参画

市町

滋賀県

◎事業委託

訪看ステーション
オリーブ

野洲養護所属
看護師

看護師雇用

H26

すくらむ・さぼーと楽
(移動支援事業所)

実績報告

再委託

実績報告

守山市

